

電子出版個別契約書

■■■■（ペンネーム：□□□□／以下「甲」という）と株式会社エースオブハーツ（以下「乙」という）とは、甲乙間で締結済みの電子出版基本契約書（締結日：20●●年●●月●●日、以下「基本契約」という）に基づき、下記条件での出版権を許諾する。なお、本契約における用語は別途定めのある場合を除き、基本契約の定めによるものとする。

第一条（本件作品）

本件作品とは、甲による執筆作品を元に、電子書籍化された作品「☆☆☆☆☆（20●●年●●月●●日現在の仮のタイトルであり、販売時に変更されるものを含む。/販売価格●●●円）」をいう。

第二条（許諾料）

乙は甲に対し、本契約の有効期間における許諾料として、本件作品が有料ダウンロードされた乙の販売収入からの料率（消費税込みおよび源泉税別）を、半年に 1 回の締日に支払う（ただし、支払い金額が 2,000 円に満たない場合は、次の締日に繰り越すものとするが、本契約が終了時については、未払分金額がたとえ 2,000 円に満たない場合でも振り込むものとする。）。

また、当該許諾料は有料ダウンロードの数により下記のとおりパーセンテージが変更となる。

記

A：0～3000 有料ダウンロード数 50%

B：3001～有料ダウンロード数 70%

第三条（契約期間）

本契約の有効期間は原則として 20●●年●●月●●日から 20●●年●●月●●日までの 3 年間とするが、本件作品が電子書籍として販売されるに至ってから 3 年間は本契約が有効とされることを確認し、これと前記 3 年間かのいずれか長い方を本契約の有効期間とする。但し、期間満了の 3 カ月前までに甲と乙のいずれからも書面による何らの申し出もない場合には、本契約の有効期間は自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第四条（基本契約の適応）

甲と乙は、本契約に定める以外の契約条件については、基本契約の定めに従うものとする。

第五条（基本契約の終了時）

基本契約終了時にはその事由を問わず、本契約も終了する。

第六条（特記事項）

1. 乙は本件作品をインターネット上などで無料配信も可能とすることができるものとし、
甲はこれについて一切の異議を述べない。ただし、本契約終了後といえども、乙は作品上に著作者として甲の名前を表示するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書 2 通を正本し、甲乙各々記名捺印の上、各 1 通を保有する。

20●●年●●月●●日

甲：

乙：